

尾張旭市監査公表第7号

平成31年1月30日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、市長職務代理者副市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年3月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

健康福祉部福祉課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
子どもの学習支援事業（後期分）委託契約締結伺いにおいて、副市長専決である委託契約の締結決裁が部長において行われている。尾張旭市決裁規程により、500万円を超える委託料については、副市長の専決事項とされている。	指摘事項につきましては、尾張旭市決裁規程に基づき改めました。 今後におきましても、同様の誤りがないよう十分な注意を払い、適切に事務を行います。